入札者心得書

（競争入札の参加者の資格）

第1条 競争入札には、次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

　　 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

　　 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32

　　　　 条第 1 項各号に掲げる者

　　 ２ 競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その事実があった後3 年間競争入札に参加することができない。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。

　　　 ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

　 (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

　 (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

　 (3) 落札者が契約（仮契約）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

　 (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

　 (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

　 (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

　 (7) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札参加の申出）

第２条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を契約担当者等にその旨を申し出しなければならない。

（入札保証金）

第３条 免除とする。

（入札等）

第 4 条 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、現場及び入札者心得書等を熟覧のうえ、 入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、事業主に説明を求めることができる。

２ 入札書は、所定の入札書に所定事項を記入し、記名押印のうえ、封書にして所定の日 時及び場所において入札しなければならない。

３ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

４ 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

５ 入札参加者又は入札参加の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をす　 ることができない。

６ 入札者は、契約担当者等から入札金額の内訳を記載した書面の提出又は提示を求めら　 れたときは、これに応じなければならない。

７ 入札は、郵便によって行うことができない。

（入札の辞退）

第５条　入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札（開札）日前日までに持参又はFAXにより提出すること。

２ 　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第６条　 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第54号）等に抵触する行為を行つてはならない。

２ 　入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者

　 と入札する金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を

定めなければならない。

３ 　入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

（入札の中止等）

第７条 　不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

（無効の入札）

第８条　 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

　 　　　(1) 入札の参加資格のない者がした入札

　　　　 (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

　　　　(3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為

によって行なわれたと認められる入札

　 　　　(4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金

額を訂正した入札

　　　　 (5) 記名押印を欠く入札

　　　　(6) 明らかに連合によると認められる入札

　　　　（7）その他入札条件に違反した入札

（同価入札の取扱い）

第９条 　落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金）

第10条　落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の5（1件500万円を超える

工事の請負契約にあっては、10分の1）以上の契約保証金を出納員又は分任出納員に納

付しなければならない。ただし、履行保証保険契約締結した場合は、契約保証金を免除

する。また、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代

えることができる。

（契約書の取り交わし）

第11条　落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を取り交わさなければならない。

ただし、契約締結延期の申し出を受け、応じた場合はこの限りでない。

　　 ２ 落札者が前項の期限（申し出を受け、応じた場合は除く）までに契約書を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

（保証人）

第12条 落札者は、契約の締結に当たり、事業主が当該契約の履行を確保するため必用と認めたときは、自己と同等以上の資格及び能力を有すると認められる保証人を立てなければならない。

　 ２　前項の保証人が死亡し、又はその資格及び能力を失ったときは、遅延なくこれに代わる保証人を立てなければならない。

　　　３　履行保証保険に加入している場合は、必ずしも必要としない。

（契約書の提出部数）

第10条 落札者は、契約書2通（保証人を置く場合は、当該保証人の数を加えた数）を契約担当

者等に、提出しなければならない。